目次

- 1. 親権者とは
- 2. 親権者について話し合うポイント
- 3. 子の成長を考えるポイント
- 4. 子どもに別居や離婚をどのように伝えるのか
- 5. 面会交流は、子どもの健やかな成長や生きる力
- 6. 面会交流の方法などを話し合う
- 7. 実りある親子の交流のために
- 8. 分けられるお金とは
- 9. 養育費とは
- 10. 養育費の支払いについて
- 11. 財産分与とは
- 12. 財産分与の対象となる財産とは
- 13. 慰謝料について
- 14. 婚姻費用とは

親権者とは

1

未成年の子どもの監護と教育に関する権利を有し、義務を負う者です。

身上監護=子の養育、居住指定、職業許可など・・・

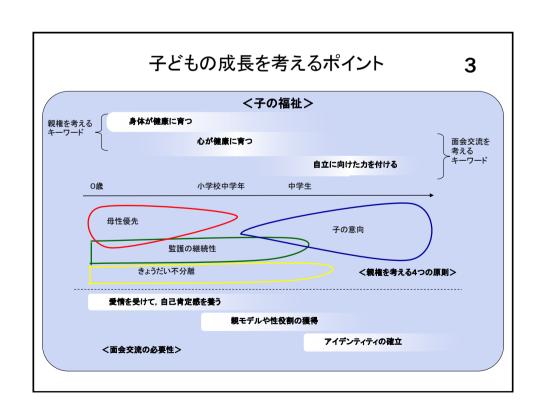
財産管理=子の財産を管理する

(子どもの法律行為の代理=訴訟行為、売買契約、手術の同意など)

親権者でなくても、父親・母親としての役割は続きます。

親権者について話し合うポイント 2 口 現在の子育では誰が、どのように

- □これまでの子育ての役割分担は
- □ 子どもと過ごす時間は
- □ 子育てを助けてくれる人が身近にいますか
- 口 子どもはどう思っているのか



子どもに別居や離婚をどのように伝えるのか

4

親の離婚や別居の原因は、子ども達とは無関係なこと。

- ・両親は、幸せな出会いをしてお互い好きになり結婚したこと。
- 待ち望んだ子どもができ、今まで大事に育ててきたこと。
- ・でも、今はいろんな意見の違いが大きくなり、これ以上 一緒に住めなくなったこと。

離婚をした後も、父親として、 母親として、これから先も 子どもたちを見守っていくこと。

面会交流は、 ₅ 子どもの<mark>健やかな成長や生き</mark>る力

- ・親が別居中や離婚後に
- 子どもの成長と幸せのために
- ・定期的に
- ・離れて暮らす子どもと親のこころの交流

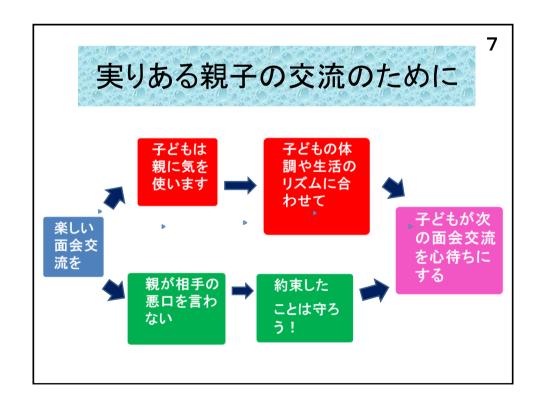
面会交流の方法などを話し合う

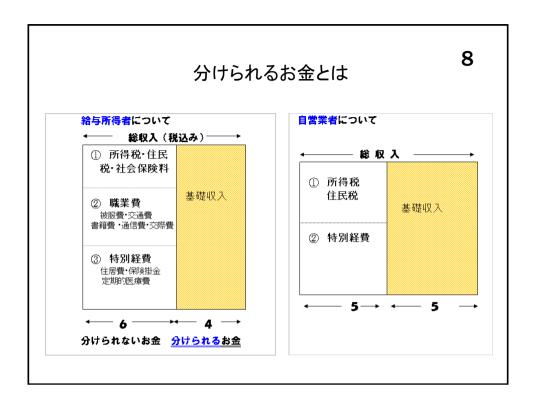
子どもの年齢や生活のペースに合わせて

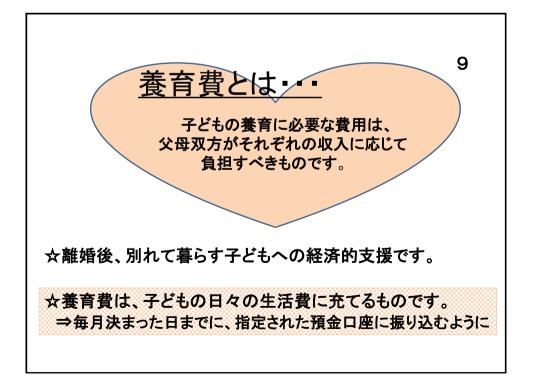
無理のない回数、方法を!!

子どもの父親・母親として協力できる関係を!

** マンマン・・・・でも







10

養育費の支払いについて

養育費の支払いは長期間にわたります。

養育費が支払われないとき

直接支払いを求める。

履行勧告:家庭裁判所に相手が支払うように履行勧告の 申し出をする。

家庭裁判所は、相手に支払うように文書などで勧告をする。

ただし、履行勧告は強制力がありません。

地方裁判所へ「強制執行手続」を行う。

給料が極端に減ったなどの特別な事情の変更があれば、 養育費の減額・増額の調停申立てができます。

財産分与とは

11

離婚の際、

夫婦が婚姻中に築いた財産を清算すること。

財産分与の調停(もしくは審判)は、離婚日から2年以内 であればいつでも申立てができます。

12

財産分与の対象となる財産とは

婚姻中に夫婦が協力して得た財産
・・・家などの不動産、家財、車、預貯金、 保険など

財産分与の対象とならない財産

夫婦の一方が婚姻前から所有していた財産

婚姻中に相続や贈与などで取得した財産

慰謝料とは

13

夫婦のどちらか一方の有責行為が原因で離婚する場合、離婚に至ったことによる精神的 苦痛に対する損害賠償を求めるものです。

離婚原因について争いがあるなど、話し合いで解決しないときは、裁判で決めることになります。

慰謝料請求の訴訟を提起できるのは、離婚日から3年以内です。

婚姻費用とは

14

夫婦は互いに生活を維持するために 必要な費用(子どもの生活費を含む)を分担する ものとされています。

・収入の多い配偶者 --・収入の少ない配偶者

<注:収入の多い配偶者が子を養育している場合などは、収入の少ない配偶者に支払い義務が生じることがあります。>

いつまで支払うのですか?

別居が解消するまで

離婚が成立するまで